船舶インシデント調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

インシデント種類	運航不能(機関故障)
発生日時	令和5年6月24日 11時20分ごろ
発生場所	沖縄県石垣市御神埼東方沖
	石垣御神埼灯台から真方位075°1.38海里付近
	(概位 北緯24°27.5′ 東経124°06.2′)
インシデントの概要	(概位 北緯24°27.5′ 東経124°06.2′)水上オートバイ3 P I E C E は、航行中、機関の運転ができなくな
	り、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年9月11日、主管調査官(那覇事務所)を指名
	原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 3PIECE、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	296-24450沖縄、株式会社川平スタイル
	ガソリン機関、船内機、出力96.40kW、回転数毎分7,07
	4、3気筒、ボア100mm、使用燃料ガソリン、平成20年機関製
	造
乗組員等に関する情報	船長、二級小型(1マイル限定)・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象:天気 晴れ、風向 南西、風速 約3m/s、視界 良好
	海象:海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長がレンタル業者である船舶所有者から借りて1人で乗
	り組み、同乗者2人を乗せ、石垣島北西部のビーチを出発し、同島北
	方沖のスノーケリングポイントに到着して主機を停止して漂泊した。
	船長は、同乗者1人が水上オートバイに乗るのが初めてで不慣れで
	あったので、同乗者2人がスノーケリングを行った後に座席に乗り込
	む際、本船が横転しないよう注意をしていた。
	本船は、不慣れな同乗者1人が乗り込む際、体重の掛け方が偏って
	バランスを崩し、右舷側に3回横転した。
	船長は、本船の操縦席でバッテリー異状を示す警報灯が点灯したの
	を確認し、また、船体のバランスに違和感を覚えたので、同乗者2人
	と共に出発したビーチに戻ってレンタル業者に確認を依頼し、同業者
	から運転には支障がない旨を聞き、本船の操縦を続けた。
	本船は、船長が同乗者2人と共に出発したビーチの西方にある別の
	ビーチ(以下「本件ビーチ」という。)に向けて航行し、到着後、同
	乗者2人がスノーケリングを始め、船長が遊走をしていたところ、し
	ばらくして主機が停止したので、レンタル業者に携帯電話で連絡を取 _ ,
	った。

	レンタル業者の小型船舶(以下「救助小型船舶」という。)は、本
	件ビーチ北方沖で本船を発見し、船長が同船に移乗した後、同乗者2
	人を探したが見付からず、同業者が118番通報を行った。
	本船は、救助小型船舶等にえい航されて出発したビーチに到着し、
	その間に同乗者2人が本件ビーチまで泳ぎ着いていた。
	レンタル業者は、機関整備業者に依頼して、本船の機関室内部の点
	検を行ったところ、主機の電気系統に濡損及び漏電が生じて、リレー
	類の電気回路が短絡していることが判明した。
	本船は、機関整備業者により、機関室内の清水洗浄、電気配線及び
	電気機器に付着した塩分の除去並びに短絡したリレー類の交換が行わ
	れて、始動操作を行ったところ、主機が始動できるようになった。
	船長は、本船を借りたとき、レンタル業者から海上で座席に乗り込
	む際に横転させないよう船尾側から乗り込むことを聞いていたが、海
	上でバランスを崩して3回横転し、海水が機関室に浸入したことに気
	付かなかったと、本インシデント後に思った。
	船長及び同乗者2人は、本インシデント当時、救命胴衣を着用して
	いた。
分析	本船は、船長が機関室に海水が浸入したことに気付かない状態で、
	航行中、海水が機関室の電気配線及び電気機器に付着して、電気回路
	が短絡したことから、主機が停止して運転できなくなり、運航不能と
	なったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船長が機関室に海水が浸入したことに
	気付かない状態で、航行中、海水が機関室の電気配線及び電気機器に
	付着して、電気回路が短絡したため、主機が停止して運転できなくな
	ったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、
	次のことが考えられる。
	・水上オートバイの船長及び同乗者は、水上オートバイが横転する
	と機関室に浸水する可能性があることを理解し、海上で座席に乗
	り込む際、横転させないよう船尾側から乗り込むこと。